

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令案について (概要)

1. 背景

前通常国会において成立したマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）において創設するマンション敷地売却事業等に関する省令事項について所要の改正を行う。

2. 概要

◇マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案について

- (1) マンションの除却の必要性に係る認定
 - ・耐震性不足のマンションについて、マンションを除却する必要性に係る特定行政庁の認定及びその申請手続き等について定める。
- (2) 買受計画の認定
 - ・マンション敷地売却事業が予定されているマンションを買受けようとする者が作成する買受計画に係る都道府県知事等の認定及びその申請手続き等について定める。
- (3) マンション敷地売却組合に係る事項
 - ・マンション敷地売却組合の定款の記載事項、組合設立に係る認可申請手続き及び公告事項、組合員名簿の記載事項等について定める。
 - ・マンション敷地売却事業において組合員が取得する分配金の価額等を定める分配金取得計画に係る都道府県知事の認可の申請手続き等について定める。
- (4) マンション敷地売却事業により通常受ける損失の額
 - ・売却マンションを占有している者がマンション敷地売却事業により通常受ける損失の額について定める。
- (5) 様式
 - ・マンション敷地売却事業において必要となる様式について定める。

※その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布	平成26年10月中旬
施行	平成26年12月下旬